

# 構造改革特別区域計画

## 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

広島県，広島市，呉市，東広島市

## 2 構造改革特別区域の名称

広島研究開発・創業特区

## 3 構造改革特別区域の範囲

広島市，呉市，東広島市及び府中町の全域

## 4 構造改革特別区域の特性

当該区域は，自動車をはじめとする輸送用機械や一般機械など，ものづくりを中心に発展してきた地域であり，また，テクノポリス地域，頭脳立地地域，高度技術産業集積地域，基盤的技術産業集積活性化地域，特定中小企業集積活性化地域の中心的な地域として，多くの試験研究機関・高等教育機関や高度な技術を有する企業群が集積しており，これまで，研究開発機能や高速交通網の整備，情報通信基盤（メイプルネット）の先行的整備など，ハード・ソフトの両面から重点的な整備を図っている。

しかしながら，経済のグローバル化に伴う企業の海外進出等により，ものづくりを中心とした産業の空洞化が急速に進展していることから，国内外の研究者の集積拡大，産学連携の体制強化や起業の促進等を推進し，ものづくり産業の再生，地域経済の活性化を図ることが緊急の課題になっている。

今後，この区域の地域資源を活用し，地域経済の活性化に資するためには，外国人研究者の受入促進や国立大学等の試験研究施設・敷地の廉価使用等の産学官連携の促進に関する規制を緩和し，研究開発や創業，海外との交流の一層の促進を図ることが必要である。

### 【区域の特性】

#### 学術・研究開発機能，高度な技術集積

当該区域には，広島大学を始めとする学術・高等教育機関，産業技術総合研究所中国センターや酒類総合研究所などの国関係試験研究機関，広島県産業科学技術研究所や県工業技術センター等の県関係機関，民間企業の研究開発機関が多数集積し，本県の学術・研究開発拠点となっている。

さらに，微細加工技術や組立加工技術，電気機械・I C 関連技術など，高度な技術を有する企業群が集積している。

また，ひろしま医療ベンチャーコンソシアムなどの産学官連携組織や広島TLO（仮称）（平成15年4月設立）などを通じて，これらの機関や企業による産学官の連携が一層促進される。

#### 研究開発プロジェクトの推進

ライフサイエンス（バイオテクノロジー），ナノテクノロジー・微細加工技術，医療・健康福祉，情報通信，環境，生活文化（食品等）などの研究開発プロジェクトが推進されて

いる。また、閉鎖性海域及び沿岸域における環境関連技術・研究開発の蓄積がある。

#### 優れた研究（生活）環境

広島市を中心とする小売・サービス、医療・福祉など充実した都市機能、瀬戸内海をはじめ豊かな自然環境との近接など、研究開発を支える優れた生活環境に恵まれている。

#### 海外との活発な交流

広島の高知名度を反映して、広島大学、広島市立大学などの学術・高等教育機関において、海外研究者やアジアを中心とした留学生を多数受け入れており、広島市には留学生の居住を含めた生活支援や交流等を行う施設として留学生会館が整備されている。

また、国際交流拠点施設として、広島中央サイエンスパーク内にひろしま国際プラザが整備され、国際協力事業団（JICA）中国国際センターと広島国際協力センターが一体的に運営されている。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

当該区域のポテンシャルである、学術・研究開発機能、高度な技術集積、研究開発・ものづくりを支える産業や都市機能の集積、海外との活発な交流などの地域の特性に応じた、

外国人研究者受入れに関する規制に対する特例

産学官連携の促進に関する規制に対する特例

を導入して、国内外の研究者の集積を一層拡大し、研究開発・起業を活発化することにより、新産業の創出と既存産業の高度化を図るとともに、海外研究者との交流促進を通じて国際交流・国際貢献の拡大にも役立つ。

### 6 構造改革特別区域計画の目標

広島県産業が再生し、活力を保ち続けるためには、本県の「強み」であるものづくりの実績をもとに、その一層の高度化を図るとともに、ものづくりを支える知識・情報・サービス産業などの一層の集積を図ることが必要である。また、海外との連携・交流を一層活発し、世界に通用する企業や人材が多種多様な分野で輩出され、そうした企業や人材が扇の要となっていくことが必要である。

そのため、外国人研究者受入れや産学官連携の促進に関する規制に対する特例の導入や研究開発創業に関する関連事業の実施を通じて、広島、呉、東広島を中心に集積している学術・試験研究・産業支援機関を核とした、国内外の研究・技術人材の交流や、大学（医学・理学・工学等）と技術集積のある加工組立型産業などのものづくりを中心とした産業等との連携を促進し、研究開発・起業を活発化する。

これにより、大学発ベンチャー企業や研究開発型企業の輩出、企業の技術革新（イノベーション）が進展し、新産業の創出と既存産業の高度化が図られ、多彩で重層的な産業構造へと再編されることによって、地域経済が活性化されることを目指すものである。さらに、当該地域発の構造改革が国の構造改革の進展に寄与することを期待するものである。

研究開発等の分野	情報通信関連、環境関連、新製造技術関連、医療・福祉関連、流通・物流関連、生活文化関連、ビジネス支援関連、バイオテクノロジー関連、人材関連
----------	--

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施によって、知的資源の集積度の向上と産学共同研究が促進され、本県における新産業の創出及び既存産業の高度化が図られることにより、大学（医学・理学・工学等）と加工組立型産業などのものづくりを中心とした産業等との融合による産業創生モデル地域の形成を目指すものである。

### 【目標数値（広島県内）】

指 標 名		実 績	目 標
広島県 全体	特許出願件数	(平成13年) 2,495件	(平成19年) 3,000件
	都道府県別人口千人当たりの特許出願 件数	(平成13年) 0.87件	(平成19年) 1.04件
	創造的事業活動企業数	(平成14年) 260件(累計)	(平成19年) 330件(累計)
特別区 域内	創造的事業活動企業数	(平成14年) 134件(累計)	(平成19年) 170件(累計)
	広島県産業科学技術研究所の研究成果 による新技術・新事業展開数	(平成14年) 3件(累計)	(平成19年) 10件(累計)
	広島県産業科学技術研究所における特 許出願数	(平成14年) 26件(累計)	(平成19年) 45件(累計)
	特定施設における外国人研究者数	(平成14年度) 81人	(平成19年度) 110人
	外国人研究者による起業	(平成14年度) 0社	(平成19年度) 3社

## 8 特定事業の名称

No	特 定 事 業 名
1	国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業(202)
2	外国人研究者受入れ促進事業(501, 502, 503)
3	特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業(504)
4	国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業(704)
5	国の試験研究施設の使用の容易化事業(705)
6	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(813)
7	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(814)
8	国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(815)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 研究開発創業促進関係

	特定事業に関連する事業	実施主体	開始の時期
広島県	研究開発促進		
	・ひろしま産業創生研究補助金	広島県	平成14年4月
	・バイオクラスター推進事業		平成15年4月
	・知的クラスター創成事業	広島県産業科学技術研究所 ((財)ひろしま産業振興機構)	平成14年7月
	・広島県産業科学技術研究所における研究開発プロジェクトの推進		平成10年4月
	産学官連携の推進(研究成果の移転)		
	・広島TLO(仮称)の運営支援	(財)ひろしま産業振興機構	平成15年4月
	研究開発型企業の誘致		
	・研究開発型ベンチャー企業誘致事業	広島県・(財)ひろしま産業振興機構	平成15年4月
	創業・第二創業促進		
	・国際ビジネスマッチング強化事業	広島県・(財)ひろしま産業振興機構	平成14年4月
	・(財)ひろしまベンチャー育成基金(仮称)	(財)ひろしまベンチャー育成基金(仮称)	平成15年4月
	・ヤングベンチャーチャレンジ事業	(財)ひろしま産業振興機構	平成14年4月
・ベンチャー企業事業化支援補助金	平成7年4月		
広島市	研究開発促進		
	・産学官共同研究開発補助	広島市	平成15年4月
	・新技術研究支援補助		平成8年4月
	・技術開発産学官連携促進事業		平成15年4月
	研究機関誘致		
	・未来エネルギー研究機関の立地誘導の推進	広島市	平成14年4月
	・海外企業の投資促進		
	創業・第二創業促進		
・hiroshima ビジネスインキュベーション計画の推進	広島市	平成14年4月	
・ひろしまフェニックスサイトの運営		平成14年4月	
呉市	研究開発促進		
	・呉市中小企業等研究開発支援事業補助金	呉市 (呉地域産業振興センター)	平成12年6月
	・研究開発支援ネットワーク事業		

	特定事業に関連する事業	実施主体	開始の時期
呉市	産学官連携の推進（リエゾン事業）		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域研究者交流促進会議</li> <li>・ 大学等シーズ活用講座</li> <li>・ 広島大学地域共同センターへの市職員派遣</li> <li>・ 産学官連携推進事業</li> </ul>	呉市 （呉地域産業振興センター）	平成12年 10月
	インキュベート施設管理運営事業	呉市 （呉地域産業振興センター）	平成13年 4月
東広島市	コラボスクウェアの運営	東広島市	平成15年 1月
	産学官連携の推進		
	ア 産学官共同研究助成事業	東広島市	平成15年 4月
	イ 産業技術交流促進事業		平成14年 10月
	ウ 産学民交流サロン開催事業		平成15年 4月
	創業・第二創業促進		
	ア 中小企業販路拡大支援事業	東広島市	平成15年 4月
	イ 技術アドバイザー相談・派遣事業		平成15年 4月
	ウ ベンチャー創業支援事業		平成15年 4月
	エ インキュベーション運営事業		平成15年 3月

(2) 外国人研究者等との交流促進関係

特定事業に関連する事業	実施主体	開始の時期
外国人研究者・起業家等に対する生活支援		
・「ひろしま国際プラザ」を活用した国際交流事業，国際協力事業の推進等	広島県，（財）ひろしま国際センター	平成元年 1月
・外国人向け各種ガイドブックの配布，外国人相談窓口の設置等	広島県，広島市，呉市，東広島市（財）ひろしま国際センター	平成4年 4月
海外の研究者・技術者の交流促進支援 ・企業研修支援事業  ・海外技術研修員研修事業	（財）ひろしま産業振興機構	平成5年 4月

ひろしま国際プラザ

広島県立広島国際協力センターと国際協力事業団（JICA）中国国際センターを一体的に整備した施設。開発途上国の人づくりに貢献し，県民の国際化等を支援する，国際協力事業の総合的な拠点。

- ・ 広島県立広島国際協力センター  
日本語・日本文化研修，海外技術研修員の受入れ，県民・企業等の国際化研修等
- ・ 国際協力事業団（JICA）中国国際センター  
技術協力事業，広報・開発教育支援事業

**別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容，実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容**

## 別紙 1

### 1 特定事業の名称

国立大学教員等の勤務時間内研究成果活用兼業事業（202）

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

広島大学教員又は研究職員

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定日

### 4 特定事業の内容

事業に関与する主体

広島大学

（本部）東広島市鏡山一丁目3番2号

（学部，研究所等の所在地）広島市，東広島市

事業が行われる区域

特別区域内

事業の実施期間

平成15年7月から平成16年3月まで

事業により実現される行為

広島大学の教員又は研究職員が研究成果活用企業（大学発ベンチャー企業）の役員兼業を勤務時間内に行うことを可能とする。ただし，給与の減額を前提として，勤務時間内兼業によらなければ，研究成果活用企業の事業の実施に支障が生じると認められ，かつ，勤務時間内兼業を行ったとしても公務の運営に支障が生じないと認められる場合に限る。

広島大学の教員等による大学発ベンチャー企業の役員兼業は，現在1社（教員等が関与する研究成果活用企業は，6社）であるが，上記措置を認めることにより，起業の大幅な増加が期待できる。

### 5 当該規制の特例措置の内容

広島大学の教員又は研究職員が，大学発ベンチャー企業の役員を兼業する場合，現時点では，休職または勤務時間の振り分けで対応しているのみである。このため，勤務時間内の役員兼業が認められることにより，1週間の勤務時間40時間の確保とともに，教員による役員兼業がますます増加し，大学の貴重な知的財産が地域産業に還元され，県内産業の活性化に繋がるものと考えられる。

別 紙 2

1 特定事業の名称

外国人研究者受入れ促進事業（501，502，503）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内において，公私の試験研究機関との契約に基づき研究を行う業務に従事する外国人研究者及びその扶養を受ける配偶者又は子

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体（特定研究等活動に係る機関及びその施設）

別表に掲げる機関及びその施設に従事する外国人研究者及びその扶養を受ける配偶者又は子

企業等との契約に基づき，別表に掲げる機関及びその施設に従事する外国人研究者及びその扶養を受ける配偶者又は子

〔別 表〕

この表に記載の施設は，右欄の各研究開発に係る中核施設である。

特定研究等活動に係る機関及びその施設	所在地	研究開発の内容
広島大学	（本部） 東広島市鏡山一丁目3番2号	
総合科学部	東広島市鏡山一丁目7番1号	生活文化関連 人材関連 ビジネス支援関連
文学部・大学院文学研究科	東広島市鏡山一丁目2番3号	生活文化関連 人材関連 ビジネス支援関連
教育学部・大学院教育学研究科	東広島市鏡山一丁目1番1号	生活文化関連 人材関連 ビジネス支援関連
法学部・経済学部・大学院社会科学研究科	東広島市鏡山一丁目2番1号	生活文化関連 ビジネス支援関連
経済学部附属地域経済システム研究センター	広島市中区東千田町一丁目1番89号	ビジネス支援関連 流通・物流関連
理学部・大学院理学研究科	東広島市鏡山一丁目3番1号	新製造技術関連
医学部・歯学部・大学院医歯薬学総合研究科・原爆放射線医科学研究所	広島市南区霞一丁目2番3号	医療・福祉関連 ハイテクノロジー関連
工学部・大学院工学研究科	東広島市鏡山一丁目4番1号	情報通信関連 新製造技術関連 環境・エネルギー関連 ビジネス支援関連
生物生産学部・生物圏科学研究科	東広島市鏡山一丁目4番4号	生活文化関連 環境関連 ハイテクノロジー関連



特定研究等活動に係る機関及び その施設	所在地	研究開発の内容
大学院先端物質科学研究科	東広島市鏡山一丁目3番1号	情報通信関連 新製造技術関連
大学院国際協力研究科	東広島市鏡山一丁目5番1号	ビジネス支援関連
高等教育研究開発センター	東広島市鏡山一丁目2番2号	人材関連
情報メディア教育研究センター	東広島市鏡山一丁目4番2号	情報通信関連 人材関連
ナノデバイス・システム研究センター	東広島市鏡山一丁目4番2号	情報通信関連 新製造技術関連
自然科学研究支援開発センター (遺伝子実験施設, 低温センター, 機器分析センター, アイソトープ総合センター)	東広島市鏡山一丁目4番2号 東広島市鏡山一丁目3番1号	医療・福祉関連 バイオテクノロジー-関連
放射光科学研究センター	東広島市鏡山二丁目313番地	新製造技術関連
教育開発国際協力研究センター	東広島市鏡山一丁目5番1号	ビジネス支援関連
地域共同研究センター	東広島市鏡山三丁目10番31号	情報通信関連 ビジネス支援関連
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー	東広島市鏡山二丁目313番地	ビジネス支援関連
広島市立大学	広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号	
国際学部・同大学院国際学研究科	広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号	生活文化関連 環境関連 人材関連 ビジネス支援関連
情報科学部・同大学院情報科学研究科	広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号	情報通信関連 医療・福祉関連 新製造技術関連 バイオテクノロジー-関連 人材関連 ビジネス支援関連
広島平和研究所	広島市中区大手町二丁目7番10号	生活文化関連 人材関連 ビジネス支援関連
独立行政法人産業技術総合研究所中国センター	呉市広末広二丁目2番2号	環境関連 新製造技術関連 ビジネス支援関連
科学技術振興事業団 研究成果活用プラザ広島	東広島市鏡山三丁目10番23号	情報通信関連 新製造技術関連
財団法人 ひろしま産業振興機構	広島市中区千田町3丁目7番47号	
広島県産業科学技術研究所	東広島市鏡山三丁目10番32号	情報通信関連 新製造技術関連 バイオテクノロジー-関連 医療・福祉関連
マツダ株式会社	安芸郡府中町新地3番1号	
技術研究所	広島市南区宇品東5丁目32番8-22号	新製造技術関連
車両開発本部	安芸郡府中町新地3番1号	新製造技術関連

#### 特定の分野に関する研究開発の内容

情報通信（ソフトウェア，半導体・材料等）

環境（エネルギー，海洋資源環境等）

新製造技術（ナノテクノロジー，基礎素材，生産技術，材料素材技術，化学，物理・物性等）

医療・福祉（医・歯学，再生医療，放射線影響等）

流通・物流（金融，経営等）

生活文化（食品等）

ビジネス支援（土木・建築技術，金融，経営等）

バイオテクノロジー（遺伝子技術，細胞利用技術，再生医療等）

人材関連（語学，教育等）

#### 事業が行われる区域

広島市，呉市，東広島市，安芸郡府中町

#### 事業の実施期間

平成15年7月から事業終了時まで

#### 事業により実現される行為

「研究」又は「教授」の在留資格をもって在留し，又は在留する予定のある中核的研究施設において研究活動を行う外国人研究者とその研究活動と併せて当該研究活動の成果を利用して行う事業を営む活動を行おうとする外国人研究者並びにそれらの外国人の扶養を受ける配偶者及び子について，「特定活動」の在留資格が決定されることにより，在留資格変更許可申請又は資格外活動許可を受けることなく，研究活動又は研究活動と併せて経営活動が行うことができるとともに，最長の在留期間が3年から5年に延長される。

これにより，区域内において，研究開発の推進や産業の発展に資する外国人研究者の受け入れが促進されるとともに，起業の大幅な増加が期待できる。

## 5 当該規制の特例措置の内容

次のような地域の状況を踏まえて，外国人受入れ促進事業等に基づく措置を実施する。

これにより，特別区域内の試験研究機関等に勤務する外国人研究者が大幅に増加し，また，研究開発プロジェクトへの参加等を通じて，その研究成果を活用した新たな事業を特区内で行うことが考えられ，上記特定分野に関する産業の発展が相当程度見込まれる。

#### 【地域の状況】

当該地域には，次の学術研究・高等教育機関，産業支援機関，試験研究機関が集積している。特に，東広島市の広島中央サイエンスパークには国・県関係の試験研究機関，産業支援機関が集積するとともに広島大学が隣接しており，本県の研究開発を推進する中核拠点地域となっている。

	学術研究・高等教育機関	産業支援機関	試験研究機関
広島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島大学 医学部・歯学部 経済学部附属地域経済システム研究センター</li> <li>・広島大学大学院 医歯薬学総合研究科 保健学研究科</li> <li>・広島大学 原爆放射線医科学研究所</li> <li>・広島県立女子大学</li> <li>・広島市立大学</li> <li>・広島工業大学</li> <li>・広島修道大学</li> <li>・広島経済大学</li> <li>・国際学院大学</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)ひろしま産業振興機構</li> <li>・(財)広島市産業振興センター</li> <li>・広島市産業振興センター</li> <li>・(株)広島ソフトウェアセンター</li> <li>・広島県知的所有権センター</li> <li>・中小企業大学校広島校</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(財)放射線影響研究所</li> <li>・県立食品工業技術センター</li> <li>・広島市工業技術センター</li> <li>・(財)広島市産業振興センター 先端科学技術研究所</li> <li>・民間の研究機関 (マツダ株式会社 R &amp; D 研究開発本部・技術研究所, 三菱重工業株式会社広島研究所)</li> <li>など</li> </ul>
呉市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呉大学</li> <li>・広島国際大学呉キャンパス</li> <li>・呉工業高等専門学校</li> <li>・海上保安庁海上保安大学校</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・呉地域産業振興センター</li> <li>・呉サポート・コア</li> <li>・呉チャレンジ・コア</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人 産業技術総合研究所中国センター</li> <li>・県立西部工業技術センター</li> <li>・民間の研究機関</li> <li>など</li> </ul>
東広島市	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島大学総合科学部, 文学部, 教育学部, 法学部, 経済学部 理学部, 工学部 生物生産学部</li> <li>・広島大学大学院 文学研究科, 教育学研究科, 社会科学研究科 理学研究科, 先端物質科学研究科, 工学研究科, 生物圏科学研究科, 国際協力研究科</li> <li>・広島大学 ナノデバイス・システム 研究センター 放射光科学研究センター 情報メディア 教育研究センター 自然科学研究支援 開発センター 地域共同研究センター</li> <li>・近畿大学工学部</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広島大学地域共同研究センター</li> <li>・広島大学インキュベーションセンター(建設中)</li> <li>・(株)広島テクノプラザ</li> <li>・広島起業化センター「クリエイトコア」</li> <li>・生産技術アカデミー</li> <li>・科学技術振興事業団 研究成果活用プラザ広島</li> <li>・コラボスクウェア</li> <li>など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・独立行政法人酒類総合研究所</li> <li>・広島県産業科学技術研究所</li> <li>・民間の研究機関 (株式会社松下電器情報システム広島研究所, 中国電力株式会社技術研究センター, 広島日本電気株式会社)</li> <li>など</li> </ul>

また、これらの機関の周辺には、微細加工技術や組立加工技術、自動車関連技術、電気機械・IC関連技術、環境・エネルギー関連技術、食品関連技術などの高度な技術を有する企業群や、広島市を中心としたサービス業等の都市型産業、高度な医療機関など、研究開発やものづくりを支える産業や都市機能が集積している。

一方、試験研究機関等における外国人研究者の受入れ状況は、次のとおりであり、外国人受入れ促進事業等に基づく特例措置に伴い、大幅な増加が見込まれる。

機関等の名称	外国人研究者の受入れ状況																								
広島大学	<p>現在，在留資格「教授」の外国人研究者が61人，在留資格「研究」の外国人研究者が2人勤務している。このうち，21人が3年以上の在留実績を有する。また，国際交流協定締結状況は，平成15年3月1日現在で，大学間協定が52協定（19カ国），部局間交流が62機関65協定にも及んでおり，今後とも活発な交流が行われる見込みである。</p> <p>国際交流協定締結大学等との協定に基づく交流のうち，大学間協定による教職員の受入の状況は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="507 461 1398 539"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入人数</td> <td>13</td> <td>21</td> <td>25</td> <td>37</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>国際交流協定締結大学等との協定に基づく交流のうち，部局間協定による教職員の受入の状況は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="499 633 1390 712"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> <th>13</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受入人数</td> <td>18</td> <td>6</td> <td>29</td> <td>25</td> <td>9</td> </tr> </tbody> </table>	年 度	9	10	11	12	13	受入人数	13	21	25	37	33	年 度	9	10	11	12	13	受入人数	18	6	29	25	9
年 度	9	10	11	12	13																				
受入人数	13	21	25	37	33																				
年 度	9	10	11	12	13																				
受入人数	18	6	29	25	9																				
広島市立大学	<p>現在，在留資格「教授」又は「研究」の外国人研究者が11人勤務している。このうち，8人が3年以上の在留実績を有する。また，国際交流協定締結状況は，平成14年5月1日現在で，大学間協定が4協定（4カ国），学部間交流が4協定（3カ国）あり，今後とも活発な交流が行われる見込みである。</p>																								
独立行政法人産業技術総合研究所中国センター	<p>現在，在留資格「研究」の外国人研究者が5人勤務している。このうち，2人が3年以上の在留実績を有する。</p> <p>また，これまで，米国，フランス，フィリピン，ブラジル，中国，スペインの大学や研究機関との共同研究を行っている。</p>																								
科学技術振興事業団 研究成果活用プラザ広島	<p>重点地域研究開発推進事業として，産学による共同研究が行われているが，この一環として，研究成果活用プラザ広島で，平成15年4月から2名の外国人研究者が半導体・材料分野と計測・分析技術分野の研究を行うこととしている。</p>																								
広島県産業科学技術研究所	<p>バイオテクノロジー，半導体・材料，ナノテクノロジーの各分野における基礎的・先導的なプロジェクト研究を行っており，これまででも，過去5年間に中国，ロシア，デンマークからの外国人研究者を雇用した実績がある。平成15年4月からはバイオテクノロジー分野において，中国人研究者を1名雇用する予定となっている。</p>																								
マツダ株式会社	<p>現在，在留資格「技術」で入国した外国人研究者2人が車両研究やデザインの研究を行っており，在留資格「研究」への変更を検討している。</p>																								



別紙 3

1 特定事業の名称

特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業（504）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

外国人研究者受入れ促進事業若しくはその関連事業に従事する外国人及びその扶養を受ける配偶者又は子

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定日

4 特定事業の内容

事業に関与する主体（外国人が活動する公私の機関及び施設の概要）及び活動の内容

ア 事業に関与する主体（外国人が活動する公私の機関及び施設の概要）

外国人研究者受入れ促進事業において特定する別表に掲げる機関及びその施設に従事する外国人研究者及びその扶養を受ける配偶者又は子

企業等との契約に基づき、別表に掲げる機関及びその施設に従事する外国人研究者及びその扶養を受ける配偶者又は子

〔別表〕

この表に記載の施設は、右欄の各研究開発に係る中核施設である。

特定研究等活動に係る機関及びその施設	所在地	研究開発の内容
広島大学	(本部) 東広島市鏡山一丁目3番2号	
総合科学部	東広島市鏡山一丁目7番1号	生活文化関連 人材関連 ビジネス支援関連
文学部・大学院文学研究科	東広島市鏡山一丁目2番3号	生活文化関連 人材関連 ビジネス支援関連
教育学部・大学院教育学研究科	東広島市鏡山一丁目1番1号	生活文化関連 人材関連 ビジネス支援関連
法学部・経済学部・大学院社会科学 研究科	東広島市鏡山一丁目2番1号	生活文化関連 ビジネス支援関連
経済学部附属地域経済システム研 究センター	広島市中区東千田町一丁目1番 89号	ビジネス支援関連 流通・物流関連
理学部・大学院理学研究科	東広島市鏡山一丁目3番1号	新製造技術関連
医学部・歯学部・大学院医歯薬学総 合研究科・原爆放射線医科学研究所	広島市南区霞一丁目2番3号	医療・福祉関連 ハイテクノロジー-関連
工学部・大学院工学研究科	東広島市鏡山一丁目4番1号	情報通信関連 新製造技術関連 環境・エネルギー関連 ビジネス支援関連
生物生産学部・生物圏科学研究科	東広島市鏡山一丁目4番4号	生活文化関連 環境関連 ハイテクノロジー-関連

特定研究等活動に係る機関及び その施設	所在地	研究開発の内容
大学院先端物質科学研究科	東広島市鏡山一丁目3番1号	情報通信関連 新製造技術関連
大学院国際協力研究科	東広島市鏡山一丁目5番1号	ビジネス支援関連
高等教育研究開発センター	東広島市鏡山一丁目2番2号	人材関連
情報メディア教育研究センター	東広島市鏡山一丁目4番2号	情報通信関連 人材関連
ナノデバイス・システム研究センタ ー	東広島市鏡山一丁目4番2号	情報通信関連 新製造技術関連
自然科学研究支援開発センター (遺伝子実験施設, 低温センター, 機器分析センター, アイソトープ総 合センター)	東広島市鏡山一丁目4番2号 東広島市鏡山一丁目3番1号	医療・福祉関連 バイオテクノロジー-関連
放射光科学研究センター	東広島市鏡山二丁目313番地	新製造技術関連
教育開発国際協力研究センター	東広島市鏡山一丁目5番1号	ビジネス支援関連
地域共同研究センター	東広島市鏡山三丁目10番31 号	情報通信関連 ビジネス支援関連
ベンチャー・ビジネス・ラボラトリ ー	東広島市鏡山二丁目313番地	ビジネス支援関連
広島市立大学	広島市安佐南区大塚東三丁目4番 1号	
国際学部・同大学院国際学研究科	広島市安佐南区大塚東三丁目4番 1号	生活文化関連 環境関連 人材関連 ビジネス支援関連
情報科学部・同大学院情報科学研 究科	広島市安佐南区大塚東三丁目4番 1号	情報通信関連 医療・福祉関連 新製造技術関連 バイオテクノロジー-関連 人材関連 ビジネス支援関連
広島平和研究所	広島市中区大手町二丁目7番10 号	生活文化関連 人材関連 ビジネス支援関連
独立行政法人産業技術総合研究所中国 センター	呉市広末広二丁目2番2号	環境関連 新製造技術関連 ビジネス支援関連
科学技術振興事業団 研究成果活用プ ラザ広島	東広島市鏡山三丁目10番23号	情報通信関連 新製造技術関連
財団法人 ひろしま産業振興機構	広島市中区千田町3丁目7番 47号	
広島県産業科学技術研究所	東広島市鏡山三丁目10番32号	情報通信関連 新製造技術関連 バイオテクノロジー-関連 医療・福祉関連
マツダ株式会社	安芸郡府中町新地3番1号	
技術研究所	広島市南区宇品東5丁目32番 8-22号	新製造技術関連
車両開発本部	安芸郡府中町新地3番1号	新製造技術関連

#### 特定の分野に関する研究開発の内容

情報通信（ソフトウェア，半導体・材料等）

環境（エネルギー，海洋資源環境等）

新製造技術（ナノテクノロジー，基礎素材，生産技術，材料素材技術，化学，物理・物性等）

医療・福祉（医・歯学，再生医療，放射線影響等）

流通・物流（金融，経営等）

生活文化（食品等）

ビジネス支援（土木・建築技術，金融，経営等）

バイオテクノロジー（遺伝子技術，細胞利用技術，再生医療等）

人材関連（語学，教育等）

#### 活動の内容

特定分野に関する研究若しくは研究の成果を利用して行う企業経営又は事業活動等  
事業が行われる区域

広島市，呉市，東広島市，安芸郡府中町

事業の実施期間

平成15年7月から事業終了時まで

事業により実現される行為

外国人研究者受入れ促進事業若しくはその関連事業に従事する外国人及びその扶養を受ける配偶者又は子に係る在留資格認定証明書交付申請，資格外活動許可申請，在留資格変更許可申請，在留期間更新許可申請及び在留資格取得許可申請について，広島入国管理局において他の案件と区別して優先的に処理される。

これにより，区域内において，研究開発の推進や産業の発展に資する外国人の受け入れが促進されるものと考えている。

#### 5 当該規制の特例措置の内容

本事業と併せて実施する特定事業及びその関連事業の名称

特定事業

- ・ 外国人研究者受入れ促進事業（501～503）

関連事業

- ・ 研究開発型ベンチャー企業誘致事業

特例措置の内容

外国人受入れ促進事業に基づく措置等と併せて，本事業に基づく特例措置を講じる。

これにより，特別区域内の試験研究機関等に勤務する外国人研究者が大幅に増加し，また，研究開発プロジェクトへの参加等を通じて，その研究成果を活用した新たな事業を特区内で行うことが考えられ，外国人研究者受入れ促進事業で示した特定の分野に関する産業の発展が相当程度見込まれる。



## 別紙 4

### 1 特定事業の名称

国の試験研究施設の使用手続きの迅速化事業（704）

国の試験研究施設の使用の容易化事業（705）

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内に所在する国の試験研究施設（広島大学）及び当該施設を使用して、試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定日

### 4 特定事業の内容

事業に関与する主体

広島大学

（本部）東広島市鏡山一丁目3番2号

（学部，研究所等の所在地）広島市，東広島市

事業が行われる区域

広島市，東広島市

事業の実施期間

平成15年12月から平成16年3月まで

事業により実現される行為

広島大学の試験研究施設の使用手続きの迅速化が図られるとともに、広島大学の試験研究施設の使用基準が緩和されることにより、広島大学の試験研究施設を民間企業や他の大学等が使用しやすくなり、大学と企業との共同研究の促進、大学発ベンチャーの創出などが進む。

### 5 当該規制の特例措置の内容

広島大学は、情報通信（ソフトウェア、半導体・材料等）、環境（エネルギー、海洋資源環境等）、新製造技術（ナノテクノロジー、基礎素材、生産技術、材料素材技術、化学、物理・物性等）、医療・福祉（医・歯学、再生医療、放射線影響等）、生活文化（食品等）、ビジネス支援（土木・建築技術等）、バイオテクノロジー（遺伝子技術、細胞利用技術、再生医療等）などの分野での中核となる学術・教育機関である。

これまで、広島大学と民間企業等との共同研究は、平成12年度61件、平成13年度75件と着実に増加している。また、その分野も、バイオテクノロジー、材料開発、ソフトウェア、土木、機器開発、エネルギー開発など多岐に亘っている。

このような状況を踏まえて、外国人受入れ促進事業等と併せて、広島大学において、試験研究施設の使用手続きの迅速化事業及び試験研究施設の使用の容易化事業に基づく措置を実施する。

これにより、広島大学と民間企業等との研究交流が進み、上記の分野における研究が進展するものと考えられるとともに、特定地域内に試験研究施設等の集積が相当程度見込まれる。

**1 特定事業の名称**

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（813）〔試験研究施設〕

**2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者**

特区内に所在し，試験研究施設を有する広島大学及び当該施設を使用して，試験，研究，試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者

**3 当該規制の特例措置の適用の開始の日**

計画認定日

**4 特定事業の内容**

事業に関与する主体

広島大学

（本部）東広島市鏡山一丁目3番2号

（学部，研究所等の所在地）広島市，東広島市

事業が行われる区域

広島市，東広島市

事業の実施期間

平成15年12月から平成16年3月まで

事業により実現される行為

広島大学の試験研究施設の廉価使用の対象及び条件が緩和されることにより，広島大学の試験研究施設を民間企業や他の大学等が使用しやすくなり，大学と企業との共同研究の促進，大学発ベンチャーの創出などが進む。

**5 当該規制の特例措置の内容**

広島大学は，情報通信（ソフトウェア，半導体・材料等），環境（エネルギー，海洋資源環境等），新製造技術（ナノテクノロジー，基礎素材，生産技術，材料素材技術，化学，物理・物性等），医療・福祉（医・歯学，再生医療，放射線影響等），生活文化（食品等），ビジネス支援（土木・建築技術等），バイオテクノロジー（遺伝子技術，細胞利用技術，再生医療等）などの分野での中核となる学術・教育機関である。

広島大学と民間企業等との共同研究は，平成12年度61件，平成13年度75件と着実に増加している。また，その分野も，バイオテクノロジー，エレクトロニクス，材料開発，ソフトウェア，土木，機器開発，エネルギー開発など多岐に亘っている。

このような状況を踏まえて，外国人受入れ促進事業等と併せて，広島大学において廉価使用の拡大による研究交流促進事業に基づく措置を実施する。

これにより，広島大学と民間企業等との研究交流が進み，上記の分野における研究が進展するものと考えられるとともに，特定地域内に試験研究施設等の集積が相当程度見込まれる。

**1 特定事業の名称**

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(814)[敷地]

**2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者**

特区内に所在し、敷地を有する広島大学及び当該敷地を使用して、試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者

**3 当該規制の特例措置の適用の開始の日**

計画認定日

**4 特定事業の内容**

事業に関与する主体

広島大学

(本部) 東広島市鏡山一丁目3番2号

(学部, 研究所等の所在地) 広島市, 東広島市

事業が行われる区域

広島市, 東広島市

事業の実施期間

平成15年12月から平成16年3月まで

事業により実現される行為

広島大学の敷地の廉価使用の対象及び条件が緩和されることにより、広島大学の敷地を民間企業が使用しやすくなり、大学と企業との共同研究の促進、大学発ベンチャーの創出などが進む。

**5 当該規制の特例措置の内容**

広島大学は、情報通信(ソフトウェア, 半導体・材料等), 環境(エネルギー, 海洋資源環境等), 新製造技術(ナノテクノロジー, 基礎素材, 生産技術, 材料素材技術, 化学, 物理・物性等), 医療・福祉(医・歯学, 再生医療, 放射線影響等), 生活文化(食品等), ビジネス支援(土木・建築技術等), バイオテクノロジー(遺伝子技術, 細胞利用技術, 再生医療等)などの分野での中核となる学術・教育機関である。

広島大学と民間企業等との共同研究は、平成12年度61件、平成13年度75件と着実に増加している。また、その分野も、バイオテクノロジー, エレクトロニクス, 材料開発, ソフトウェア, 土木, 機器開発, エネルギー開発など多岐に亘っている。

このような状況を踏まえて、外国人受入れ促進事業等と併せて、広島大学において廉価使用の拡大による研究交流促進事業に基づく措置を実施する。

これにより、広島大学と民間企業等との研究交流が進み、上記の分野における研究が進展するものと考えられるとともに、特定地域内に試験研究施設等の集積が相当程度見込まれる。

## 別紙 7

### 1 特定事業の名称

国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業(815)(手続きの簡素化)

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内に所在し、試験研究施設・敷地を有する広島大学及び当該施設・敷地を使用して、試験、研究、試作その他産学官連携を促進する活動を行おうとする国以外の者

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

計画認定日

### 4 特定事業の内容

事業に関与する主体

広島大学

(本部) 東広島市鏡山一丁目3番2号

(学部, 研究所等の所在地) 広島市, 東広島市

事業が行われる区域

広島市, 東広島市

事業の実施期間

平成15年12月から平成16年3月まで

事業により実現される行為

広島大学の試験研究施設・敷地の廉価使用の適用認定手続きの簡素化及び迅速化が行われることにより、広島大学の試験研究施設を民間企業や他の大学等が使用しやすくなり、大学と企業との共同研究の促進、大学発ベンチャーの創出などが進む。

### 5 当該規制の特例措置の内容

広島大学は、情報通信(ソフトウェア, 半導体・材料等), 環境(エネルギー, 海洋資源環境等), 新製造技術(ナノテクノロジー, 基礎素材, 生産技術, 材料素材技術, 化学, 物理・物性等), 医療・福祉(医・歯学, 再生医療, 放射線影響等), 生活文化(食品等), ビジネス支援(土木・建築技術等), バイオテクノロジー(遺伝子技術, 細胞利用技術, 再生医療等)などの分野での中核となる学術・教育機関である。

広島大学と民間企業等との共同研究は、平成12年度61件、平成13年度75件と着実に増加している。また、その分野も、バイオテクノロジー, エレクトロニクス, 材料開発, ソフトウェア, 土木, 機器開発, エネルギー開発など多岐に亘っている。

このような状況を踏まえて、外国人受入れ促進事業等と併せて、広島大学において廉価使用の拡大による研究交流促進事業に基づく措置を実施する。

これにより、広島大学と民間企業等との研究交流が進み、上記の分野における研究が進展するものと考えられるとともに、特定地域内に試験研究施設等の集積が相当程度見込まれる。